相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市柏原一六九三番地、最後の住所埼玉県狭山市柏原一七八九番地の三マスダコーポ一―二〇二

被相続人　亡　金子喜三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

埼玉県川越市脇田町一〇三番地川越駅前脇田ビル六一六号室　大森三起子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大森三起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市内免一〇三七番地、最後の住所富山県高岡市京町一四番五四号

被相続人　亡　道場　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

事務所富山県富山市宝町二丁目五番四号二Ｆ　相続財産管理人　長木　秀嘉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児郡御嵩町御嵩七一九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　纐纈　謙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

岐阜県美濃加茂市太田町四一ワタケン・ビル二階　みのかも法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県尾鷲市九鬼町一〇四八番地、最後の住所名古屋市名東区亀の井一丁目二〇番地西一社団地一五棟二〇八号

被相続人　亡　加藤　衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

事務所　名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区嵐山中尾下町一一番地の二号、最後の住所京都市右京区太秦安井二条裏町一六番地

被相続人　亡　山口　熏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町二八八番地

相続財産管理人　弁護士　市原滋比古

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡川上村大字高原八八番地、最後の住所神戸市北区八多町中一三六七番地

被相続人　亡　山谷　章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

神戸市中央区相生町四丁目三番一号　神戸ストークビル九〇五号

相続財産管理人　司法書士　吉田　結貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字徳山一〇〇七番地一〇、最後の住所山口県周南市大字湯野一五八番地

被相続人　亡　髙﨑　文江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

山口県周南市岐南町八番三一号　司法書士法人みらい

相続財産管理人　司法書士　山本　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所福岡県北九州市八幡西区陣原二丁目二―一―二〇八号

被相続人　亡　安田尚台こと　安　尚台

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

事務所福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一号　小倉朝日ひびきビル三〇三号

平和通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区大字前田四六〇番地一四、最後の住所福岡県北九州市八幡東区松尾町一五番七二号

被相続人　亡　舩越　宗利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

事務所福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一号　小倉朝日ひびきビル三〇三号

平和通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字徳山一〇〇七番地一〇、最後の住所山口県周南市大字湯野一五八番地

被相続人　亡　髙﨑　文江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

山口県周南市岐南町八番三一号　司法書士法人みらい

相続財産管理人　司法書士　山本　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所福岡県北九州市八幡西区陣原二丁目二―一―二〇八号

被相続人　亡　安田尚台こと　安　尚台

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

事務所福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一号　小倉朝日ひびきビル三〇三号

平和通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年六月二十九日

一、墳墓等所在地　栃木県宇都宮市小幡一―三―一〇

一、墳墓等の名称　寶勝寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　大阪府大阪市港区築港三―五―二一木原文化　鈴木伸一、島根県安来市伯太町東母里四八八　三浦戎郎

一、改葬を行おうとする者　栃木県宇都宮市小幡一―三―一〇　宗教法人寶勝寺　代表役員　髙木　順紹

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年六月二十九日

埼玉県上尾市大字上尾宿二一六五番地

株式会社まもる運送

代表取締役　加増利豊秋

株式の種類及び数

普通株式　一〇株

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十九日

事務所福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一号　小倉朝日ひびきビル三〇三号

平和通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年六月二十九日

一、墳墓等所在地　栃木県宇都宮市小幡一―三―一〇

一、墳墓等の名称　寶勝寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　大阪府大阪市港区築港三―五―二一木原文化　鈴木伸一、島根県安来市伯太町東母里四八八　三浦戎郎

一、改葬を行おうとする者　栃木県宇都宮市小幡一―三―一〇　宗教法人寶勝寺　代表役員　髙木　順紹

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年六月二十九日

埼玉県上尾市大字上尾宿二一六五番地

株式会社まもる運送

代表取締役　加増利豊秋

株式の種類及び数

普通株式　一〇株

所在不明株主の株式売却に関する異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月二十九日

東京都渋谷区東三丁目九番一九号

株式会社ミルキーカートゥーン

代表取締役　増田　孝

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

ウイリアム　ウェイ　東京都港区元麻布一丁目五番二一号